

総務委員会資料

1 令和元年第3回定例会提出予定議案の説明

【議案第77号関係】

川崎市市税条例等の一部を改正する条例の概要

令和元年6月5日

財政局

川崎市市税条例等の一部を改正する条例の概要

1 軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し

(1) 平成31年度税制改正（地方税法）

環境性能割の導入を契機に、3輪以上の軽自動車であって自家用の乗用のものに係るグリーン化特例（軽課）の対象を電気自動車等に限定する見直しを行うこととされた。なお、当該見直しについては、消費税率引上げに配慮し、現行の特例措置を2年間延長した上で、令和3年度及び令和4年度に初めて車両番号の指定を受けた自家用乗用車について適用される。

※軽自動車税のグリーン化特例（軽課）とは、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置をいう。

自家用の軽自動車（乗用のもの）	【改正前】		【改正後】																
	取得期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日 軽課年度：令和元年度（取得の翌年度のみ）	➔	取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日 軽課年度：令和4年度、令和5年度（取得の翌年度のみ） ※令和元、令和2年度取得分については、現行の特例措置を延長する。																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)</td> <td style="text-align: center;">75%軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準+30%達成</td> <td style="text-align: center;">50%軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準+10%達成</td> <td style="text-align: center;">25%軽減</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	軽減率	電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75%軽減	2020年度燃費基準+30%達成	50%軽減	2020年度燃費基準+10%達成	25%軽減		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)</td> <td style="text-align: center;">75%軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準+30%達成</td> <td style="text-align: center;">軽減なし</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準+10%達成</td> <td style="text-align: center;">軽減なし</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	軽減率	電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75%軽減	2020年度燃費基準+30%達成	軽減なし	2020年度燃費基準+10%達成	軽減なし
区 分	軽減率																		
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75%軽減																		
2020年度燃費基準+30%達成	50%軽減																		
2020年度燃費基準+10%達成	25%軽減																		
区 分	軽減率																		
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75%軽減																		
2020年度燃費基準+30%達成	軽減なし																		
2020年度燃費基準+10%達成	軽減なし																		
	※電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)しているものに限る。		※電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)しているものに限る。																
上記以外の軽自動車	現行のグリーン化特例（軽課）の期限を2年延長																		

(2) 改正内容（市税条例）

ア 令和3年度及び令和4年度に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の自家用の軽自動車（乗用のもの）

電気軽自動車及び天然ガス軽自動車について、税率の75%を軽減する措置を、当該取得の翌年度に講ずる

イ 令和元年度及び令和2年度に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車

平成30年度に新規取得した軽自動車に係る軽自動車税において講じられている措置と同様の措置を、当該取得の翌年度に講ずる

(3) 施行期日

上記ア・・・令和3年4月1日。上記イ・・・令和元年10月1日。

2 需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

(1) 平成31年度税制改正（地方税法）

消費税率引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に3輪以上の軽自動車であって自家用の乗用のものを取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減するとされた。

措置を講ずる前の税率	措置を講じた後の税率
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%

※新車・中古車を問わず対象。

※免税点は50万円（中古車については、全体の約9割が非課税）。

(2) 改正内容（市税条例）

地方税法の改正に伴い、上記(1)に該当する軽自動車について、措置を講ずる前の環境性能割の税率が2%のものを1%に軽減するもの。

※措置を講ずる前の税率が1%のものは地方税法の規定により非課税。

(3) 施行期日

令和元年10月1日

3 地方税法の改正に伴う所要の整備

(1) 改正内容（市税条例）

ア 不正行為に起因して納付不足額が生じた場合における賦課徴収の特例

(ア) 不正の手段によって受けた燃費性能の認定等が取り消されたことにより、当該軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割に不足額が生じた場合の賦課徴収の特例措置を設けるもの。

※環境性能割は、神奈川県知事が、当分の間、賦課徴収を行う。

(イ) グリーン化特例（軽課）の対象となる3輪以上の軽自動車について、不正の手段によって受けた燃費性能の認定等が取り消されたことにより、当該軽自動車に係る軽自動車税の種別割に不足額が生じた場合の賦課徴収の特例措置を設けるもの。

イ 地方税法の改正に伴う所要の整備

地方税法の改正に伴い、引用条文の規定の改正等の所要の整備を行うもの。

ウ その他の所要の整備

上記ア及び上記イに伴い、項番号の変更等の所要の整備を行うもの。

(2) 施行期日

上記ア・・・令和元年10月1日。上記イ及び上記ウ・・・公布の日。

川崎市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表【第1条関係】

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p>	<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p>
<p>附 則 1～7 略 (法附則第15条及び法附則第15条の8に規定する固定資産税等の課税標準の特例等) 8 法附則第15条及び法附則第15条の8に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 法附則第15条第19項本文に規定する条例で定める割合 5分の3 (6) 法附則第15条第19項ただし書に規定する条例で定める割合 2分の1 (7) 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合 2分の1 (8) 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合 3分の2 (9) 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1 (10) 法附則第15条第30項第3号に規定する条例で定める割合 2分の1 (11) 法附則第15条第31項第1号に規定する条例で定める割合 3分の2 (12) 法附則第15条第31項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1 (13) 法附則第15条第33項第1号に規定する条例で定める割合 2分の1 (14) 法附則第15条第33項第2号に規定する条例で定める割合 12分の7 (15) 法附則第15条第33項第3号に規定する条例で定める割合 3分の1 (16) 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合 3分の2 (17) 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合 5分の4 (18) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合 3分の1 (19) 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合 3分の2 (20) 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合 零 (21) 略</p>	<p>附 則 1～7 略 (法附則第15条及び法附則第15条の8に規定する固定資産税等の課税標準の特例等) 8 法附則第15条及び法附則第15条の8に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 法附則第15条第18項本文に規定する条例で定める割合 5分の3 (6) 法附則第15条第18項ただし書に規定する条例で定める割合 2分の1 (7) 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合 2分の1 (8) 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合 3分の2 (9) 法附則第15条第29項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1 (10) 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合 2分の1 (11) 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合 3分の2 (12) 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1 (13) 法附則第15条第32項第1号に規定する条例で定める割合 2分の1 (14) 法附則第15条第32項第2号に規定する条例で定める割合 12分の7 (15) 法附則第15条第32項第3号に規定する条例で定める割合 3分の1 (16) 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合 3分の2 (17) 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合 5分の4 (18) 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合 3分の1 (19) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合 3分の2 (20) 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合 零 (21) 略</p>

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）																		
<p>9～22 略</p> <p>（東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づく個人の市民税の均等割の税率の特例）</p> <p>23 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第20条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する額に500円を加算した額とする。</p> <p>24 略</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>9～22 略</p> <p>（東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づく個人の市民税の均等割の税率の特例）</p> <p>23 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第20条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する額に500円を加算した額とする。</p> <p>24 略</p> <p><u>（平成29年度分の軽自動車税の税率の特例）</u></p> <p>25 <u>法附則第30条第3項から第5項までに規定する3輪以上の軽自動車に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 935 1738 1214"> <tbody> <tr> <td>第64条第1項第2号ア（イ）</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>第64条第1項第2号ア（ウ）</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（2）法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次号において同じ。）については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 1393 1738 1437"> <tbody> <tr> <td>第64条第1項第</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	第64条第1項第2号ア（イ）	3,900円	1,000円	第64条第1項第2号ア（ウ）	6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	第64条第1項第	3,900円	2,000円
第64条第1項第2号ア（イ）	3,900円	1,000円																	
第64条第1項第2号ア（ウ）	6,900円	1,800円																	
	10,800円	2,700円																	
	3,800円	1,000円																	
	5,000円	1,300円																	
第64条第1項第	3,900円	2,000円																	

市税条例（改正後）

市税条例（改正前）

2号ア（イ）		
第64条第1項第2号ア（イ）	6,900円	3,500円
2号ア（ウ）	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

(3) 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前号の規定の適用を受けるものを除く。）については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第1項第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第64条第1項第2号ア（ウ）	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（平成30年度分及び平成31年度分の軽自動車税の税率の特例）

（平成30年度分及び令和元年度分の軽自動車税の税率の特例）

25 法附則第30条第2項から第4項までに規定する3輪以上の軽自動車に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初めて同項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次のとおりとする。

(1) 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第1項第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
----------------	--------	--------

26 法附則第30条第6項から第8項までに規定する3輪以上の軽自動車に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初めて同項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次のとおりとする。

(1) 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車については、前項第1号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

市税条例（改正後）			市税条例（改正前）		
第64条第1項第2号ア（ウ）	6,900円	1,800円			
	10,800円	2,700円			
	3,800円	1,000円			
	5,000円	1,300円			
<p>(2) 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次号において同じ。）については、次_____の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(2) 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車_____については、前項第2号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第64条第1項第2号ア（イ）	3,900円	2,000円			
第64条第1項第2号ア（ウ）	6,900円	3,500円			
	10,800円	5,400円			
	3,800円	1,900円			
	5,000円	2,500円			
<p>(3) 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前号の規定の適用を受けるものを除く。）については、次_____の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(3) 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前号の規定の適用を受けるものを除く。）については、前項第3号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第64条第1項第2号ア（イ）	3,900円	3,000円			
第64条第1項第2号ア（ウ）	6,900円	5,200円			
	10,800円	8,100円			
	3,800円	2,900円			
	5,000円	3,800円			
<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>26 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が_____前項第1号から第3号までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、</p>			<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>27 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が付則第25項第1号から第3号まで及び前項第1号から第3号までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、</p>		

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p>国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p><u>27</u>及び<u>28</u> 略</p>	<p>国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p><u>28</u>及び<u>29</u> 略</p>

市税条例（改正後）

金額を加算した金額とする。

18～21 略

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

22 軽自動車税の環境性能割の税率の特例は、次のとおりとする。

（1）営業用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第63条の3 第1号	100分の1	100分の0.5
第63条の3 第2号	100分の2	100分の1
第63条の3 第3号	100分の3	100分の2

（2）自家用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の3第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

（3）自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第63条の3第2号及び前号の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

23 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第64条第1項第2号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

市税条例（改正前）

15～18 略

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

19 軽自動車税の環境性能割の税率の特例は、次のとおりとする。

（1）営業用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第63条の3 第1号	100分の1	100分の0.5
第63条の3 第2号	100分の2	100分の1
第63条の3 第3号	100分の3	100分の2

（2）自家用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の3第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

（新設）

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

20 法附則第30条_____に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第64条第1項第2号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

市税条例（改正後）			市税条例（改正前）		
第64条第1項第2号ア（イ）	3,900円	4,600円	第64条第1項第2号ア（イ）	3,900円	4,600円
第64条第1項第2号ア（ウ）	6,900円	8,200円	第64条第1項第2号ア（ウ）	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円		10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円		3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円		5,000円	6,000円
24～33 略 <u>（令和2年度分及び令和3年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例）</u>			21～30 略 <u>（新設）</u>		
34 <u>法附則第30条第2項から第4項までに規定する3輪以上の軽自動車に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初めて同項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次のとおりとする。</u>					
<u>（1）法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>					
第64条第1項第2号ア（イ）	3,900円	1,000円			
第64条第1項第2号ア（ウ）	6,900円	1,800円			
	10,800円	2,700円			
	3,800円	1,000円			
	5,000円	1,300円			
<u>（2）法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（次号において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものについては、次の表の左欄に掲げる規</u>					

市税条例（改正後）

市税条例（改正前）

定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第1項第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第64条第1項第2号ア（ウ）	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

(3) 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前号の規定の適用を受けるものを除く。）については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第1項第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第64条第1項第2号ア（ウ）	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

（新設）

35 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車
が前項第1号から第3号までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車
に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附
則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項にお
いて同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

36 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があるこ
とを第66条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納
期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土
交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請を

（新設）

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p><u>した者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに よるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期 日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなし て、軽自動車税の種別割に関する規定（第70条及び第71条の規定を除く。） を適用する。</u></p> <p>37 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割 の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額 を加算した金額とする。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

川崎市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表【第3条関係】

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p>	<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p>
<p>附 則 1～34 略 <u>(令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例)</u> 35 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めて同項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、前項第1号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 36 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車<u>が附則第34項第1号から第3号まで及び前項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u> 37～38 略</p>	<p>附 則 1～34 略 <u>(新設)</u> (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 35 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車<u>が前項第1号から第3号まで</u>の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 36～37 略</p>

川崎市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表【第4条関係】

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p>○川崎市市税条例の一部を改正する条例 平成29年3月22日条例第11号</p>	<p>○川崎市市税条例の一部を改正する条例 平成29年3月22日条例第11号</p>
<p>第1条 略 第2条 川崎市市税条例の一部を次のように改正する。 (中略)</p> <p><u>附則第25項から附則第28項までを削り、附則第24項を附則第30項とし、附則第15項から附則第23項までを6項ずつ繰り下げる。</u></p> <p><u>附則第14項の見出し</u> _____ 中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、<u>同項中「附則第30条第1項」を「附則第30条」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項を附則第20項とする。</u> 附則第13項の次に次の6項を加える。 (中略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は令和元年 10月1日から施行する。ただし、第1条及び附則第3項の規定は、平成29年4月1日から施行する。 (法人の市民税に関する経過措置)</p> <p>2 第2条の規定による改正後の川崎市市税条例（以下「新条例」という。）第23条の3及び第23条の4第1項の規定は、令和元年 10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>3 略</p> <p>4 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年 10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p>	<p>第1条 略 第2条 川崎市市税条例の一部を次のように改正する。 (中略)</p> <p><u>附則第29項を附則第35項とし、附則第28項を附則第34項とする。</u> <u>附則第27項中「附則第25項第1号」を「附則第31項第1号」に改め、同項を附則第33項とし、附則第26項を附則第32項とし、附則第15項から附則第25項までを6項ずつ繰り下げる。</u> <u>附則第14項（見出しを含む。）</u> 中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、 _____ 同項を附則第20項とする。 附則第13項の次に次の6項を加える。 (中略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条及び附則第3項の規定は、平成29年4月1日から施行する。 (法人の市民税に関する経過措置)</p> <p>2 第2条の規定による改正後の川崎市市税条例（以下「新条例」という。）第23条の3及び第23条の4第1項の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>3 略</p> <p>4 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p>

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p>5 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度</u>分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 （アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部改正）</p> <p>6 略 （アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>7 前項の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の規定は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度</u>分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 （後略）</p> <p>8 略 （川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>9 前項の規定による改正後の川崎市市税条例の一部を改正する条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度</u>分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p>5 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度</u>分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 （アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部改正）</p> <p>6 略 （アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>7 前項の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の規定は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度</u>分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 （後略）</p> <p>8 略 （川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>9 前項の規定による改正後の川崎市市税条例の一部を改正する条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度</u>分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>